

## 高浜町創業促進支援事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、特に女性や若者／シニアの町内での起業や後継者の新分野への挑戦を支援することにより、地域に活力を与え、経済を活性化させることにより町内の需要や雇用を創出することを目的とし、新たに創業（第二創業含む）を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部について予算の範囲内において、創業促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、高浜町補助金等交付規則（平成15年6月規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、町内において「新たに創業する者」又は「第二創業を行う者」であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等の滞納がない者
- (2) 町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に登録されている者で、申請日において20歳以上の者
- (3) 町内に主たる事業所等を有し、又は設置しようとしている者で、創業1年未満の者
- (4) 許認可等を必要とする業種の起業にあつては、すでに当該許認可等を受けている者
- (5) 原則として、高浜町商工会の主催する起業指導等を受けている者

2 前項に定めるもののほか、町長が特に認めた者は、補助金の交付対象者とすることができる。

### (補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、創業に係る必要な経費とし、人件費、申請書書類作成等経費、店舗等賃貸料、設備費、設備工事費、調査費、広報費、謝金、旅費及びその他町長が必要と認めるものとする。

2 国・県、他の団体等から起業に関連する補助（以下「他の補助」という。）を受ける場合にあつては、他の補助の対象となる経費については本事業の補助対象から除く。

3 同一事業者による補助金の交付は、新たな創業及び第二創業に際し、それぞれ1回限りとする。ただし第二創業については、新たな創業を行った際に補助金を交付されてから、3年間は申請できないものとする。

### (交付の申請)

第4条 規則第3条に定める補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高浜町創業促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に指定する日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書
- (2) 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の住民票の写し（本籍及び筆頭者の記載については省略することができる。）（法人の場合は代表者のもの）
- (3) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る）

- (4) 個人事業の開廃業等届出書（個人事業の場合に限る）
- (5) 営業許可書の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る）
- (6) 履歴書（法人の場合は代表者のもの）
- (7) 事業計画書
- (8) 収支予算書
- (9) 経費配分書
- (10) その他町長が必要と認める書類

（審査及び補助金額の決定）

第5条 町長は、前条の交付申請を審査するため支援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その意見を聞いて交付の可否及び補助金額を決定するものとする。

- 2 審査については、別に定める採点基準により、審査員全員が満点の3分の2以上の評価点で採択とする。
- 3 補助金の額は、当該年度の予算に定める額の範囲内とし、補助対象と認められる経費（税抜金額）の3分の2以内であって、限度額を100万円とする。
- 4 審査会での採点基準については、別表に定める。
- 5 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 6 審査会については、町長が別に定める。

（交付の決定）

第6条 町長は、補助対象者を決定した場合は規則第9条の定めにより補助金等交付決定通知書をもって、速やかに結果を通知しなければならない。

（交付の条件）

第7条 規則第8条第1項に定める補助金等の交付に係る町長が別に定める条件は、次のとおりとする。

- (1) 規則第14条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書（以下「実績報告書」という。）を提出する時点において、補助事業者の決算認定その他の確定手続が完了していない場合は、その完了後、速やかにその内容を証する書類を町長に提出すること。
- (2) 申請時点で起業していない補助事業者は、実績報告書を提出する時点において、企業したことを証する資料を町長に提出すること。
- (3) その他町長が必要と認める条件

（変更の申請）

第8条 補助事業等に変更があった場合は、規則第8条第2項の定めにより補助事業等変更承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業等が完了したときは、規則第14条の定めにより補助事業等実績報告書

(様式第3号)を提出しなければならない。

- 2 補助事業等実績報告書に添付する書類は、事業報告書、収支決算書、補助金支出表、事業に係る経費の支払いを証明する書類(領収書等)の写し、店舗等の賃貸借契約書の写し、申請時に未開業の者については、開業したことを証明する書類(開業届等)の写し、その他町長が必要と認める書類とする。
- 3 補助事業者は、事業の完了後30日以内(交付決定時に、既に事業完了後30日を経過している場合は、交付決定後30日以内)に、実績報告書を提出しなければならない。

(額の確定)

- 第10条 交付すべき補助金等の額の確定の通知は、規則第15条第1項に定める補助金等確定通知書によるものとする。

(交付の請求)

- 第11条 補助金の交付に係る請求書は、規則第17条に定める補助金等交付請求書とする。
- 2 補助事業者は、前条による額の確定の後、補助金等交付請求書を提出するものとする。

(補助金の交付)

- 第12条 町長は、前条の規定による請求があったときは、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分)

- 第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等(以下「設備等」という。)について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業の完了した日から1年間は、補助事業により新設し、又は増設した設備等の処分をしてはならない。

(重複交付の禁止)

- 第14条 この補助金は、他の条例、規則等により助成対象となった事業については、重複して交付しない。

(事業成果の報告)

- 第15条 この補助金を交付された事業者は、補助金交付以降3か年の新規事業の状況を1年ごとに行わなければならない。
- 2 事業状況報告については、高浜町創業促進支援事業補助金事業状況報告書(様式第4号)に次の税務申告書写しを添付し、町長に提出するものとする。
    - (1) 個人事業主の場合は、確定申告書類第一表の控え(1枚)+所得税青色申告決算書の控え(2枚)、
    - (2) 法人の場合は、確定申告書類第一表の控え(1枚)+法人事業概況説明書の控え(2枚)

(両面)

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

「高浜町創業促進支援事業補助金」に係る応募書類審査基準	
審査項目	審査基準
1. 事業の意義・効果	(1) 事業の目的が的確で、目標は具体性があり実現的なものか。
	(2) 市場ニーズに合致した事業内容であるか。
2. 事業の実現可能性	(1) 事業主自らが主体的に本気で取り組む姿勢を有しているか。
	(2) 販路もしくは取引先があり、商品等を安定的に供給できる体制が整っているか。
	(3) 事業者が商品・サービスの開発、営業、品質管理などの計画が具体的で経営的感覚を有しているか。
3. 事業の収益性及び継続性	(1) 事業成果に相応の収益が見込まれ、事業継続の見込があるか。
	(2) 自立的に事業活動を継続していく将来ビジョン・経営者としての能力を有しているか。
4. 資金調達能力	(1) 事業に要する自己資金等の調達が可能であるか。
5. 地域への貢献性	(1) 雇用の拡大に繋がり、地域の活性化に貢献できるか。